平成２９年度捕獲従事者育成事業委託業務
企画提案指示書

１　委託事業名

平成２９年度捕獲従事者育成事業委託業務

２　業務の目的

本業務は、認定鳥獣捕獲等事業者を指導者として、都市部の若手狩猟者に対し、エゾシカの捕獲技術等を習得させ、将来的に捕獲体制の維持に苦慮している地域の捕獲従事者確保に寄与することを目的とする。

３　委託業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。

（１）都市部の若手狩猟者を対象とした講習会の実施

次の内容による講習会を企画し、受講者の募集から運営・実施までを行う。

（ア）対象者（受講者）

狩猟経験の浅い都市部の若手狩猟者（第一種銃猟免許取得５年以内）20名程度

※都市部：原則、札幌市またはその近郊市町とする

（イ）講習会内容

（a）銃器の安全な取扱及び射撃技術の指導

・内容：銃器の安全な取扱について及び射撃技術の指導を座学及び射撃場による実技指導により実施する

・場所：射撃技術の指導は、浦臼国際ライフル射撃場（樺戸郡浦臼町字浦臼内589-1）にて実施すること

（b）狩猟方法（銃器）の解説及び指導

・内容：狩猟方法（銃器）についての解説及び指導を座学及び屋外にて実施する

（c）捕獲個体の運搬及び解体処理の解説及び指導

・内容：捕獲個体の運搬方法及び解体処理について、座学及びエゾシカ肉処理施設での実技指導にて実施する

・場所：捕獲個体の解体処理については、（１）ウの地域内のエゾシカ肉処理施設にて実施すること

（ウ）実施地域

空知管内、石狩管内及び胆振管内のいずれかの地域

（ただし、（イ）の（c）については隣接管内も可能とする）

（エ）実施期間及び日数

平成29年11月～平成30年2月末日の間で２日以上

（連続する日または単独日の実施については問わない）

（２）講習会実施に係る関係機関との調整

講習において使用する施設等の手配及び必要に応じ土地所有者等との調整を図る。

（３）受講者へのアンケートの実施

受講者に対し、講習会の内容または従事者育成に対するアンケート調査を実施し、取りまとめる。

（４）報告書の作成

本業務の実施結果等を取りまとめた報告書を作成する。報告書は、紙媒体（Ａ４版）１部及び電子媒体（ＣＤ－ＲＯＭ又はＤＶＤ－ＲＯＭ）１部とする。

※　本業務における成果物（データ）の所有権及び著作権は道に帰属する。

４　委託期間
　契約締結の日から平成３０年３月２０日（火）まで

５　予算上限額
　１，１７２千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

６　提案にあたっての留意事項
（１）業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議して決定する。
（２）既に補助金等を受けている事業について、それと同一対象範囲の事業については本事業の対象とはならない。
（３）受講者は、第一種銃猟免許所持者であって、平成29年度の第一種銃猟登録を行っており、銃（散弾銃）を所持している者を対象とすること。
（４）講習会は、第一種銃猟免許取得５年以内の者が対象であり、経験の浅い初心者を含むことを想定した講習会の内容とすること。
（５）講習会で使用する射撃場及び食肉処理施設の使用料等については、事業の中で負担することとし、原則受講者からは徴収しない。
（６）３（１）の（イ）（a）のうち、射撃技術の指導において、銃の取扱等が必要になる場合があることから、射撃場において射撃指導員を１名以上配置すること。
（７）３（１）の（イ）（b）で狩猟方法の屋外での解説及び指導の際、第三者の土地に立ち入る場合は、当該土地所有者への許可は、原則事業者が得ること。また、実施期間中に、講習実施区域内で、狩猟者団体等が狩猟等による捕獲を実施している場合があることから、連絡・調整を密にし、安全に配慮し業務を遂行すること。
（８）捕獲個体の解体処理については、エゾシカ衛生処理マニュアル（平成２７年４月改訂、北海道）を遵守すること。

７　提案方法
　企画提案指示書に沿った企画提案書を別紙「平成29年度捕獲従事者育成事業委託業務企画提案書作成要領」に基づき作成し、必要部数を提出すること。

８　その他
（１）企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とします。
（２）電子メールによる提出は認めません。
（３）要求した内容以外の書類、図面等については受理しません。
（４）期限までに企画提案書の提出がない場合は、「参加資格申請書」の提出があっても参加の意思がないものとみなす。
（５）審査に当たっては、企画提案書の提案者名は匿名とし、別に指示する企画提案者名（Ａ社、Ｂ社等）により行うものとする。
（６）企画提案書の採否は、文書で通知する。
（７）選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
（８）本事業の実施状況を確認するため、本事業の開始から終了までの間に北海道の求めに応じて打合せを行うものとする。